

ニクソン大統領の 老人問題特別教書

(アメリカ)

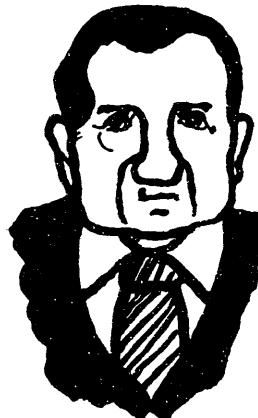
さる3月23日、ニクソン大統領は「老人にかんする教書」を連邦議会に送付し、施政の重要課題として老人対策をあげているので、以下にその概要を紹介しよう。

昨年12月、老人にかんするホワイト・ハウス会議に出席したさい、私は1972年を老人の利益を守るための行動の年にすることを公約した。この教書の送付は、その公約を遂行するための重要な第一歩である。

この教書で提案されている多くの行動は、

ホワイト・ハウス会議および国内の関係会議で発表された事項を発展させたものである。教書はまた、すでに行なわれまたは発表された多くの施策にも言及している。これらの行動はすべて、老人援助のためのわれわれの総合的な戦略の一部である。

これらの努力から生じた力は、ホワイト・ハウス会議が設定した国家の大目標に向むしめる推進力になろう。私は、これらの提案を行なうことでこの力を支持し、最高首脳会議がホワイト・ハウス会議の勧告を受入れること



とでまた支持することを約束する。

この教書は前言についての重要事項を述べるものではない。だが、今年の議会審議で最優先されるべき立法審議と共に、直ちに老人援助を行なう行政措置を要求するものである。

今日、われわれは「若者の苦悩」ということについてはしばしば耳にする。しかし、何等かの措置が必要なのは最も苦悩している老人達であろう。多くの老人達が「政府の対策が遅れている間、われわれにはじっと待っている時間がない。われわれにとって未来はなく、あるのはただ現在だけなのだ」と語っている通りである。私は、老人問題は政府でも緊急に対策を講すべきものと考えていることと思う。私は連邦議会がこの精神を汲んで私に協力するよう希望し、かつそれを信ずるものである。

＜複雑な諸問題に対応するための総合戦略＞

日常生活における老人の役割は、最近の数10年でドラマチックに変化している。例えば1つのことをとってみれば、65歳以上のアメリカ国民の数は、1900年時におけるそれより

も非常に多く実にその6倍となっており、65歳未満の人口における約3倍増と対照的である。1900年時には25人に1人が65歳以上の者であったが、今日では10人に1人は65歳以上の者である。

老人数が急速に増加している一方で、従来の生活様式もほぼ完全に変ってきてている。以前には典型的なアメリカの家庭は各世代層一一祖父母および曾祖父母すらも子供らや孫らと共に同居し、あるいは彼らの近所に住んでいた。それが最近では家族の結合度や近隣居住の習慣がルーズになった。その結果、次第に老人達は家族と離れ、唯一人で生活せねばならなくなってしまった。退職関係法令の急速な増加は、この孤立化の傾向を意味するものである。そのような条件の下で、医療および低所得のような問題は、老人にとってもより重圧となってきた。もちろん、これらの困難な問題は、小数種族や盲・ろう者、その他の障害者にとってもきびしくなってきてている。

多くの老人に目立つ孤独感は、わが国の大いな悲劇である。まず第1に、それは多くの老人に、人生になしめた貢献に対する遂行感

および満足感を否定していることである。第2には国家に対し老人独特のなしうる技術、洞察力および道徳感の十分な価値の貢献を否定していることである。

老人の諸問題のうち当面の課題として、65歳以上の者と未満の者との間にみられる新しい世代層のギャップがあげられる。このギャップを埋める方法は、思うに、老人を厄介物として扱わずに人的資源として扱うことであろう。われわれは老人に劣等感や孤独感を生じせしめる多くの要因とたたかい、老人を自立させ参加させる機会を提供せねばならない。

われわれがもしこの目標を達成できれば、全国民が広大な恩恵をうけることになろう。老人にかんするホワイト・ハウス会議でのスピーチのなかで私が述べたように「老人の尊厳を高める行動はすべてのアメリカ国民の尊厳を高めることになる。なぜならばアメリカ人の理想が老人にとって実現しなければ、どの世代にもそれは完全なものとはなりえないからである」。

政権発足当初から、政府はこの重要な課題を遂行するために真剣に取組んできた。この

努力を支援するために、私は1969年に老人にかんする特別な機関を設置した。同年、私は老人局長 John Martin を新たに創設された老人にかんする大統領特別補佐官に登用した。その後私は、老人関係事項が規則的にかつ十分に政府によって検討され、老人援助のための政策が効果的に実施されることを保証するために、保健・教育・福祉省長官を長とする閣僚レベルの老人にかんする委員会を新たに創設した。老人問題について発言し、新しい政策を勧告するためのより多くの機会を老人に提供するために、老人にかんするホワイト・ハウス会議（同会議は昨年12月召集されたが、その前後には一般国民レベルの多くの会議が開催された）を召集した。私は老人にかんする閣僚レベル委員会に、勧告を行なうことを最優先議題にするよう要請した。そしてさらに私は、会議の委員長 Arthur Flemming に初代の老人にかんする大統領特別顧問としてとどまり、政府の最高レベルで老人らの声を継続的に聞くよう要請した。

過去3年にわたるわれわれの努力の一面は連邦予算をみれば明らかである。もし提案し

ている予算案が承認されれば、1973会計年度における老人関係連邦支出は全部で500億ドルとなり、現政権発足当初の約150%増となる。老人関係で予算の増加をみている重要な一例に、老人法(the Older Americans Act)にもとづく連邦支出だけでも1969会計年度の3,200万ドルから1973会計年度の2億5,700万ドル案(8倍増)に増大している事実がある。この数字は、1973年度予算において当初私が要求した1億5,700万ドルに加えてこの教書で要求している栄養および関係サービスのための1億ドルを含むものである。

しかしながら老人関係プログラムにわれわれがいくら金を使うかは構想の一部でしかない。それをいかに使うかが同様に重要な問題である。老人にかんする複雑な諸問題は、問題を打破し問題の多様性に適合する総合的措置を要求している。

この教書は、現政権に新しい世代間のギャップを埋めることを助成させ、老人の尊厳と独立を促進させるための総合戦略を要約したものである。同戦略は以下の5つの主要な要素をもっている。

1. 老人の所得上の地位の保護
2. ナーシング・ホームの医療の質の向上
3. サービスのプログラムの拡充および改正による老人の家庭や住居における威儀ある生活、独立した生活の援助
4. 国家活動に老人を参加させる機会の拡張
5. 老人のニードの変化によりよく適合させるための連邦政府の再編成

<主要提案の概要>

過去において行なわれまたは現在進行中の重要な行動を論ずるに加えて、この教書は新規のおよび考慮中の企画の主要なものを以下のように指摘する。

1. 老人の所得上の地位を保護するために、連邦議会は以下のことをしなければならない

① できるだけ早く H.R.I (公的福祉制度改革法案) を立法化し、老人に補足年収の55億ドルを提供すること。H.R.Iは社会保障の諸給付を5%引上げ、社会保障をインフレーションに対応させ、寡婦、かん夫および退職者の諸給付を引上げ、資産制限を緩和し、初めの間老人の所得にもとづき最低基

準を定めるものである。

② メデケアのパートBの加入者は、今年の7月に5.80ドルになることが予定されている保険料月額を支払わねばならないとする要件を廃止すること。この措置は老人に、65歳以上の者に対する社会保障給付の約4%引上げに相当する15億ドルをさらに提供することになる。

③ 私的年金計画の拡充を助成するための税控除の提供、年金権の移動の要求、および私的年金の基金を形成している諸投資保護などにより私的年金計画の役割を強化すること。

④ 高額な財産税を緩和する機会を提供することを目的とした一般歳入を分担する諸案を立法化すること。

⑤ 老人にとってとくに急迫した諸問題を処理するため、大統領提案の消費者保護法案を立法化すること。

また連邦政府は以下の措置を構ずるものとする

① 現行財産税の重圧を除去する措置における財政の公民教育にかんし選択すべき方法

- についての調査を継続すること。
- ② 退職給付の1回の再計算を含めて、軍人退職制度における大改正を提案すること。
 - ③ 物価のインフレーション、とくに保健医療費の分野に対する闘いを継続すること。
 - ④ 州間土地売却完全公開法(Interstate Land Sales Full Disclosure Act)にもとづく法的権利を老人層に普及させるプログラムを開発すること。
2. ナーシング・ホームの医療の質を向上させるために、連邦議会は以下のことをしなければならない
- ① メデケイド・プログラムにもとづく給付をうけているホームにかんする州の検査のための全費用を連邦政府が確認することを可能にすること。
 - ② ナーシング・ホームの職員の訓練のために資金を追加することにかんする大統領の要請を承認すること。
- また連邦政府は以下の措置を構ずるものとする
- ① 基準に合致することを拒むホームについては連邦資金を回収し、当該ホームを適当

- に選択によって準基準ホームに代えさせるという提案を含めて、ナーシング・ホームの向上にかんする大統領の8項目のプログラムの他の部分をも継続して強化促進すること。
- ② ナーシング・ホームのサービスを購入するさいの老人保護にかんする提案を開発すること。
3. 家庭または住居における老人の威厳ある自立した生活を助成するために、連邦議会は以下のことをしなければならない
- ① 1973年度予算案で老人院予算にかんし大統領が要請した1億ドルを承認すること。
 - ② 栄養および関係目的のための1億ドルを承認すること。
 - ③ 老人法にもとづく全支出を、1969会計年度から8倍増の2億5,700万ドルとし、老人法にもとづく他のプログラムにかんしても5,700万ドルを承認すること。
 - ④ 老人関係の画期的立法として多くの老人達から認識されるよう、老人法の適用を特定の期間よりむしろ無期限に延長するよう改正強化すること。

- ⑤ 老人法にもとづくサービスの給付にかんする新規の調整された制度を創設し、老人院はサービス給付の目的を達成することを助成すること、一方、州および地方機関はこれらの目的達成のための特別な計画を設定すること。
 - ⑥ 老人援助の特別プログラムを含む大輸送路プログラムの財政のために、現在のハイウェー信託基金の若干を州および地方に使わせること。
- また連邦政府は以下の措置を講ずるものとする
- ① 老人関係省庁がその全資源のうち老人のために利用しうる部分を確認し、これら資源の使用は全政府にわたって効果的に調整されることを保証すること
 - ② 連邦機関の老人関係情報の提供および老人の苦情受理において、社会保障庁の地方事務所およびその他の機関がこれまで行なってきた役割を強化すること。
 - ③ この夏に新たな FIND 計画——末端の政府職員をして連邦栄養計画に含まれていないうが含まれるべき老人を捜し出させるプロ

グラム——を開始すること

- ④ 都市の大輸送基金に対する老人援助のための補助金にかんする地域社会の要請を優先させることによる老人の輸送上の特別のニードに合致させる努力を設定すること
- ⑤ この都市住宅開発計画を容易に老人に適用させるための新しい指導要領の出版、連邦住宅融資公社の融資付ナーシング・ホーム・プログラムの拡充、犯罪の低減のため法執行援助庁の研究にもとづく設計、老人関係住宅計画のなかの老人センターの拡充規定の促進、および老人住宅の受理の訓練プログラムの開発などにより、よりよい老人用住宅を多く提供すること。

4. 国家活動に老人を継続的に参加させる機会を拡充するために、連邦議会は以下のことをしなければならない

- ① 退職老人篤志家プログラムおよび里祖父母プログラムなどにかんし大統領が要請した資金を承認すること
- ② 援助を必要とする児童および老人の双方と共に働く多くの老人を援助する「1人に1人」の篤志家サービス・プログラムを拡

充するための機関の設置を承認すること。

- ③ 1967年雇用における年齢差別法 (the Age Discrimination in Employment Act) を州および地方政府に敷衍すること。

また連邦政府は以下の措置を講ずるものとする

- ① 特別のプログラムについては国内の130の篤志グループと共に老人篤志家活動を行なうよう推進すること、および

② Senior Aide および Green Thumb などのプログラムを通じて、州および地方政府に1971年緊急雇用法 (the Emergency Employment Act) にもとづき就労機会を提供することにより、公・私両分野におけるパート・タイムの就労機会を開拓する公共事務所の運営により、および連邦の仕事に採用するにあたって年齢差別に反対する連邦政策を肯定することによって、65歳以上の者に雇用の機会を拡充する国家プログラムを開発すること。

5. 将来の対策にかんし連邦機関を改善するために、連邦政府は以下のことを行なうものとする

① 増加する責任に応じて有能な者を入れることで、保健・教育・福祉長官の老人問題諮問委員会を強化すること。

② 老人問題諮問委員会の委員長として老人局長は、保健・教育・福祉長官に直接に報告を提出すること

③ 老人にかんする経済的、社会的、心理学的、保健的および教育的研究のための総合計画を開発するために、保健、教育、福祉長官の官房に老人研究にかんする技術上の諮問委員会を創設すること。

Congressional Quarterly Weekly Review,
April 1, 1972.

(藤田貴恵子 国立国会図書館)